青色ニュース

令和8年11月号
第 84 号

当会ホームページ

所得税・消費税の改正

消費税

令和8年10月～

免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置が見直されました。

令和８年10月１日から令和10年９月30日までの控除割合は、従来予定されていた50％から70％に変更されます。

令和9年1月～

一定の要件を満たす個人事業者の２割特例は、令和８年分までで終了します。令和９年分・令和10年分は、インボイス登録を機に課税事業者となった個人事業者のうち要件を満たす方が、納付税額を売上税額の３割とする「３割特例」を選択できます。

令和9年4月～

令和９年４月１日から令和11年３月31日までの２年間、飲食料品に係る消費税率が１％（国・地方合計）に引き下げられる可能性があり、現在国会で審議中です。

所得税

令和9年1月～

青色申告特別控除の控除額・適用要件が見直され、令和９年分の所得税（原則として令和10年３月15日申告期限）から適用されます。

※会計ソフトをご利用の方で、令和９年分から75万円控除を希望される場合は、年度更新時に「優良な電子帳簿保存」に設定してください。

詐欺メール

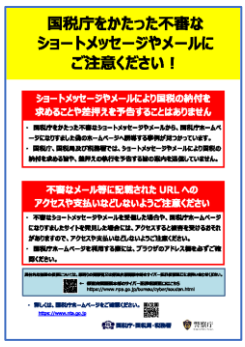

国税庁サイトでの注意喚起

最近、国税庁を名乗る還付金等に関する詐欺メールが届いていると、多数報告を受けています。不審なショートメッセージ（ＳＭＳ）やメールに記載されたＵＲＬは開かず、個人情報を入力しないでください。確認が必要な場合は、国税庁公式サイトからご確認ください。

会員サポート変更

前回の会報でお知らせしたとおり、税制改正への対応や会計ソフト利用者の増加に伴い、従来のサポート体制の維持が難しくなっています。

そのため、**例年複数回予約される方や**消費税の確定申告が必要な方については、予約期間中のサポート内容・回数を制限させていただきます。

皆様の時間を公平に確保し、より多くの方にこれまで同様のサポートを提供するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

変更内容の詳細は、後日個別に冊子を発送いたしますので、必ずご確認ください。



冊子の表紙



解説動画

冊子を見ながら解説動画を視聴することをお勧めします。冊子および動画は、当会のホームページからご覧いただけます。

1、税制改正
　会員サポート変更
2、青年部主催歴史勉強会
　自習室のご利用
3、最低賃金改正
　陳情報告
4、技能功労表彰
　事務局よりお願い

（一社）品川青色申告会
品川区南品川4-2-32
品川税経会館1階
電話　03(3474)7564(代)
ＦＡＸ　03(3458)2616

天王洲の由来 ～二つの鎮守と天王祭～

青年部主催　歴史勉強会

毎年参加者より好評をいただいている「歴史勉強会」を開催します。今回はのテーマは「天王洲」の歴史です。

天王洲の「天王」が意味するものは何でしょうか？天王洲の由来を、荏原神社・品川神社の成り立ちと祭りから探ります。

日　時　令和８年11月27日（金）
　　午後６時～７時30分
会　場　（一社）品川青色申告会　会議室
講　師　品川歴史館　専門委員
　　柘植　信行様
定　員　20名（会員以外の方も参加可）
申込方法　電話又は青色アプリにてお申し込みください。



講　師
柘植　信行先生

品川区立品川歴史館副館長・統括学芸員などをへて、現在、品川歴史館専門委員
品川の歴史の魅力や奥深さを紹介している。
おもな著作〔共著〕
「品川　水辺の神仏の情景」
「品川歴史館紀要」36号
「東京の歴史６　品川区・大田区・目黒区・世田谷区」〔共著〕
吉川弘文館「シリーズ三都　江戸巻」〔共著〕東京大学出版会ほか

ご相談は事前予約で

各種ご相談・お手続きは、事前予約をお願いしております。予約なしで来局された場合、長時間お待ちいただく事がありますので、お電話または青色アプリからご予約ください。

自習室をご活用ください

確定申告の時期が近づいてきました。

申告に向けた集計やデータ入力など、ご自宅ではなかなか作業に集中できない方は、事務局会議室を自習室としてご利用いただけます。

利用期間は年内から令和９年１月22日（金）までです。作業中にご質問やご不明な点などがございましたら、職員が対応いたしますので、お気軽にお声掛けください。

なお、会議室はスペースに限りがあり、会議やイベント等で使用している場合もございます。ご利用の際は、事前に事務局へ利用可能かご確認ください。

利用可能時間　平日　９時～17時
筆記用具・電卓等はご持参下さい
各種集計表等（配当金・ふるさと納税・棚卸表）をご要望の方は職員へお声がけ下さい

委　員　募　集

現在、組織広報委員会・税制政策委員会・事業厚生委員会の委員を募集しています。

各委員会では、研修会やイベント等の企画・立案を行い、さまざまな活動について協議しています。

委員の活動はボランティアでのご協力となりますが、会の活動をより充実させるため、皆さまのお力をお借りしたいと考えております。

会の活動に関心のある方、新しい企画やイベントに携わってみたい方など、ぜひご協力ください。

任期：令和10年６月の総会終了まで

青色アプリ

会報も読めて、会員証にもイベント予約にも使える

ダウンロードはこちら↓

Google Play で手に入れよう　App Store からダウンロード

最低賃金の改定

地域別最低賃金が改定されました。掲載の３都県では、令和８年10月１日から新しい最低賃金が適用されています。従業員の賃金が最低賃金を下回っていないかご確認ください。詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

都道府県	最低賃金時間額（円
東京都	１，２８０
神奈川県	１，２７９
千葉県	１，１９５

陳情報告

今年も９月10日に「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」を本会の会員である区議会議員の皆様を紹介議員として品川区議会議長あてに請願書の提出をしました。同日、軽減措置について、品川区の森澤区長へ（一社）荏原青色申告会と合同で陳情いたしました。



左から佐藤副会長、
森澤区長、荏原会櫻井会長

宿場まつり

９月27日(日)に、会員と職員併せて18名で「しながわ宿場祭り」のパレードに参加しました。

降り続いていた雨もやみ過ごしやすくなった気候の中、北品川郵便局前から南品川の品川寺までの約２キロを１時間かけて行進を行い、（一社）品川青色申告会と税のキャッシュレス納付の周知を行いました。

街道沿いの会員の皆様からもお声がけいただき、有意義なパレードとなりました。

左はパレード終了後の記念撮影風景です。参加された皆様、ご協力ありがとうございました。



改正税制研修会

10月３日、女性部研修会を開催し、「令和９年分から変わる青色申告特別控除」をテーマに、税制改正のポイントを学びました。青色申告特別控除の最高額が65万円から75万円に引き上げられる一方、55万円控除の区分が廃止されるなど、記帳方法や申告方法によって控除額が変わります。

また、前々年の対象となる収入金額が１，０００万円を超える場合の10万円控除についても見直しが行われます。

参加された皆さんが75万円控除を受けるための要件や電子帳簿保存の方法など、具体的な変更点について理解を深めていました。

令和９年分からの新制度に向けて、今後の記帳や申告に役立つ有意義な研修会となりました。



研修会当日の様子

青色申告特別控除　改正の３つのポイント

① 最大75万円	② 55万円控除を廃止	③ 収入1,000万円超は注意
65万円控除に加え、一定の要件を満たす電子帳簿保存などにより、控除額が最大75万円に。	55万円控除の区分がなくなり、複式簿記などに加えてｅ-Ｔａｘ等の要件を満たす場合は65万円控除に。	簡易帳簿の場合、前々年の事業・不動産所得の収入が1,000万円超だと、原則10万円控除の対象外に。

※控除額は所得金額から差し引く金額です。詳細は会計方法や電子帳簿保存の要件等をご確認ください。

品川区技能功労表彰

本年10月1日(木)に、永年にわたり同一業種に従事し、卓越した技能を有する技能功労者として、品川区技能功労表彰を受賞されました。

品川区技能功労表彰

酒井且治氏

（飲食業）

年内の営業

・土曜日営業
12月5日(土)

・通常営業※土日除く
12月24日(木)まで
各種手続き
電話での相談等
12月25日(金)～
28日(月)
年内休業
12月29日(火)～
1月4日(月)
新年営業初日
1月5日(火)

口座振替予定

※表の数字は振替日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会費			6			6			6			6
青色共済			6			6			6			6
ブルーエイト			6			6			6			6
ジョブカン会計											6	
自転車保険					6							
青色傷害保険						23						23
青色がん保険						23						23
交通事故傷害保険								6				
青色医療保険							27					27
全青色傷害					27						27	

消費税の相談は年内

消費税の届出書は、個人事業者の場合年内に提出が必要な書類が多数あります。
消費税に関するご相談は年内に行いましょう。

事務局からお知らせ

転居・廃業等された方へ

【転居や結婚された方など】

①(一社)品川青色申告会の登録情報を変更しますので、お早めにご連絡下さい。

※共済や保険にご加入の方は変更手続きが行われていない場合、請求時等に時間を要する場合があります。

※お引っ越し先が遠隔地でも、品川青色申告会に継続して所属が出来ます。最寄りの青色申告会へ異動をご希望の方はお申し付け下さい。

※氏名が変わった方は税務署へ届出書の提出を推奨しております。なお、氏名変更後に旧姓名義の口座を還付口座に指定する事は出来ません。

②転居された場合、各種送付文書の送付先の変更等のため、確定申告期前に納税地の異動又は変更をするときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出できます。

【死亡又は出国する方など】

★死亡された方や一年以上出国される方は原則、一定期間内に『準確定申告』が必要です。

【廃業された方など】

★廃業された方でも、その年に事業所得等がある場合は原則として確定申告をする必要があります。

※詳細はお問い合せ下さい。
(会員の慶弔規定に関して)

★慶弔規定により弔慰金・祝金を会よりお渡しします。
なお、その事実から3ケ月以内に事務局へご連絡頂く事が適用条件です。

※詳細はお問合せ下さい。

【土曜日営業について】

★6月～12月までの第一土曜日(祝日を除く)は通常営業致します。
なお、出社している職員が通常よりも少ないため、予約制による入場制限を行っておりますのでご了承ください。

【駐車場について】

★車でのご来局予定の方は、駐車スペースの都合上近隣の有料駐車場を利用することがあります。
そのため、電車・バス等の公共交通機関や自転車等での来局をお勧めします。

※当会にて自転車保険・交通傷害保険取り扱ってます。